

特定非営利活動法人日本防災士会 ダイバーシティ防災推進委員会 規程

2023/7/11

(名 称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人日本防災士会 ダイバーシティ防災推進委員会（以下この委員会）と称する。

(事務局)

第2条 この委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本防災士会本部事務局内に置く。

(目 的)

第3条 この委員会は、特定非営利活動法人日本防災士会会員の活動理念と事業計画に基づき、以下の目的の下に活動する。

- (1) 多様な防災士の活躍によって、地区防災力・災害対応力の向上を促進する
- (2) 女性、高齢者、外国籍、障がい者、LGBTQ+など、個々人の多様性に寄り添った防災に積極的に取り組む
- (3) 避難所運営を対象に、ダイバーシティ防災の具体化を図る

(活動内容)

第4条 この委員会は、第3条の目的を遂行するため、次の活動を行う。

- (1) シンポジウム、スキルアップ研修会などの開催と情報発信
- (2) 各関係団体と連携を図る活動
- (3) リーフレットやパンフレットの作成に係る活動

(4) その他、この会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第5条 この委員会の構成

- (1) 支部からの推薦及び正会員の一般公募を通じて、この会に40名以内の委員を選任することができる。(委員互選により運営委員・委員を決定、性別・年齢を問わず多様な参画とする)
- (2) 運営委員を10名程度とする。運営委員は理事会に報告し、理事長が委嘱する。
- (3) この会に2名以内の代表委員をおく。代表委員は理事会に報告し、理事長が委嘱する。
- (4) この会の運営、会議開催等の詳細については理事長が定める。

(任期等)

第6条 運営委員、委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。(定款第16条に従う)

(活動の報告)

第7条 この委員会の活動は、理事会に毎回報告する。年次報告は書面をもって理事長に提出をする。

(会計)

第8条 この委員会の活動に必要な経費については、理事会で定めた予算内で賄うこととする。